

別表十六(二) 「定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、減価償却資産について定率法により償却額を計算する場合に使用します。
この場合、措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについて、この明細書により記載するほか所定の証明書等が必要とされることは、別表十六(一)の場合と同様です。
- (2) 減価償却に関する明細書の提出について、令第 63 条第 2 項《減価償却に関する明細書の添付》の規定による合計表による場合にも、この表の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「構造 2」から「事業の用に供した年月 4」まで、「残存価額 8」から「積立金の期中取崩額 11」まで、「損金に計上した当期償却額 13」から「前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額 15」まで、「耐用年数 17」、「償却率 18」、「翌期への繰越額の内訳」の「39」及び「40」の各欄の記載は必要ありません。
- (3) 取得価額が 30 万円未満である資産について、措置法第 67 条の 5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》及び平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 8《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合の「備考」欄の記載事項等は、別表十六(一)の場合と同様です。

2 各欄の記載要領

この明細書は、おおむね別表十六(一)の各欄に準じて記載しますが、別表十六(一)の記載と特に異なる箇所は、「定率法による償却額計算の基礎となる額」の欄に記載するほか、次のとおりです。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「改定帳簿価額 12」	(1) 当期前の各事業年度等において、減価償却資産につき令第 48 条第 6 項第 3 号ハ(以下「連結時価評価」といいます。)及び平成 18 年改正前の令第 48 条第 6 項第 6 号に規定する時価評価(以下「時価評価」といいます。)が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から連結時価評価及び時価評価が行われた事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 35」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。 (2) 当期において、減価償却資産につき令第 48 条第 6 項第 3 号ロ若しくは平成 18 年改正前の令第 48 条第 6 項第 5 号に規定する民事再生等評価換え(以下「民事再生等評価換え」といいます。)又は非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度の直前の事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 35」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。	
「損金に計上した当期償却額 13」	令第 60 条の 2《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》の規定の適用を受ける場合には、その陳腐化償却	この場合には、償却限度額の計算の明細を別紙

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	限度額を外書きします。	に記載して添付してください。
「前期から繰り越した償却超過額 14」	(1) 法第 31 条第 5 項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する減価償却資産について同項に規定する満たない部分の金額(以下「帳簿記載等差額」といいます。)がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において当該帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書として記載します。 ① 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下「適格組織再編成」といいます。)により移転を受けた減価償却資産……当該適格組織再編成の日の属する事業年度 ② 合併、分割、現物出資(適格合併、適格分割又は適格現物出資を除きます。以下「合併等」といいます。)により移転を受けた減価償却資産……当該合併等の日の属する事業年度 ③ 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……当該民事再生等評価換えが行われた事業年度 ④ 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことにより帳簿価額が増額された減価償却資産……当該時価評価が行われた事業年度の翌事業年度 ⑤ 非適格株式交換等時価評価が行われたことにより、帳簿価額が増額された減価償却資産……当該非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度 (2) 前期の「差引合計翌期への繰越額 35」に外書の金額がある場合には、前期の「35」の本書の金額と外書の金額との合計額を記載します。	
「前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額 15」	前期以前から当期に繰り越した特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 2 第 5 項に定める合併等特別償却不足額がある場合に記載します。	
「差引計 16」	「12」又は「14」の外書に記載された金額を含めて計算します。	
「償却率 18」	耐用年数省令別表第九に掲げる償却率(耐用年数省令第 4 条第 2 項《事業年度が 1 年未満の場合の償却率》の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数に 12 を乗じ、これを当期の月数で除した耐用年数に対応する同条第 1 項に規定する定率法の償却率)を記載します。	この場合の月数は、暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。

3 付表の添付

別表十六(一)に同じ。

4 証明書等の添付

別表十六(一)に同じ。

5 根拠条文

別表十六(一)に同じ。